

岩手県告示第472号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和2年7月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 278号	混合石灰肥 料	くみあい粒 状混合石灰 肥料1号	アルカリ分 35.0 く溶性苦土 12.0 く溶性マンガン 0.20 く溶性ほう素 0.20	% 肥料取締法第3条第 1項に規定する公定 規格のとおり	片倉コープアグ リ株式会社	東京都千代田区 九段北一丁目8 番10号	令和8年 4月2日
岩手県第 106号	炭酸カルシ ウム肥料	53炭酸カル シウム肥料	アルカリ分 53.0	肥料取締法第3条第 1項に規定する公定 規格のとおり	三陸石灰株式会 社	岩手県紫波郡紫 波町佐比内字館 前127番地	令和8年 5月8日
岩手県第 120号	炭酸カルシ ウム肥料	炭酸カルシ ウム肥料	アルカリ分 53.0	肥料取締法第3条第 1項に規定する公定 規格のとおり	北上石灰株式会 社	秋田県鹿角市十 和田錦木字山谷 32番地3	令和8年 7月8日